

事前点検シート

計画主体名	山梨県
計画期間 実施期間	H21～H23
	総事業費(交付金)
	200,000千円(110,000千円)

1. 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき定めた定める基本方針と適合しているか	<input type="radio"/>	「地域間交流等の促進に関する太陽光発電施設」を事業活用活性化計画目標としており実施要領の第4の(2)に合致している。当該施設の整備に伴う地域におけるCO2排出削減により、地域の自然環境保全が出来ることと当該施設を核として地域間交流の推進を行う事を目的としており、法律及び基本方針と合致している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁業振興整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	<input type="radio"/>	果地帯としての「山梨県地球温暖化対策実行計画(平成21年3月制定)」により農村地域のCO2排出削減が定められており、本事業は当該計画に基づき実施を行う。更に「山梨グリーンニューターマイル計画(平成21年6月制定)」においても農村地域での太陽光発電施設設置が位置づけられている。また、北杜市産業振興計画においても、「地域産業の情報発信として市内に存在する施設を訪れる都市住民に向けて地域産業の紹介や新参参入への情報提供を行い、新たな取組者の確保を図る」とあるなど交流による農村地域の活性化を掲げており、施策との調和が図られている。
活性化計画及び交付対象事業個別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	<input type="radio"/>	自然・資源保全施設の整備を契機とした地域の活性化に対する地域の強い要望を踏まえて市が事業の実施を希望していることから、合意形成については問題は無い。
事業の推進体制は確立されているか	<input type="radio"/>	太陽光発電による農業関連施設への電力供給を図ることについては、市と県は電力会社を交えてこれまでに3回協議をきており、電力会社も理解を示していることから、今後の連携体制に問題はない。地区においては北杜市及び茅ヶ岳土地改良区と連携して事業推進を行う。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	<input type="radio"/>	法第5条第2項第3号ニで整合性が確保されている。太陽光発電施設の設置による地域におけるCO2排出削減により、地区の自然環境保全が出来ると共に当該施設を核として地域間交流の推進及び学校の環境教育などによる環境保全に向けた取り組みを増加させる事を目標としており整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	<input type="radio"/>	目標達成見込み及び事業量・事業費から判断して計画期間3年実施期間1年間に適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	<input type="radio"/>	$200,000,000円 * 55\% = 110,000,000円$ (交付限度額) $\leq 110,000,000円$ (交付金要望額) 本地域は特定農山村法の指定地域であり実施要領別表2案件類別35の規定により交付率55%とする

2. 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって事業中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	<input type="radio"/>	自力又は他の助成からの切り替えでない新築事業である。
増改築等若しくは合休又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	<input type="radio"/>	他の事業との合休施工や古材等を利用して整備を行うものではない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	<input type="radio"/>	国「防朽」原価償却資産の耐用年数に関する省令 別表2「J」における「55」前掲の増築及び築置以外のものJの17年を適用しており5年以上である。

